

広島大学大学院法務研究科（法科大学院）

学 生 募 集 要 項

第 2 次募集

入学の時期：平成25年4月

HIROSHIMA UNIVERSITY



— アドミッション・ポリシー —

実践的理論と判断力を備えたプロフェッションとしての法律専門家を育てるため、柔軟な思考力を持ち、人間と社会への深い関心と理解力を備えた学生を多方面から求めています。

1. 募集人員

平成 25 年 4 月入学

研究科・専攻名	コース名	募集人員
法務研究科法務専攻（法科大学院）	2 年コース（法学既修者）	若干名
	3 年コース（法学未修者）	若干名

注) 2 年コースと 3 年コースは併願することができます。

なお、2 年コース合格者は、1 年次に開設する法律基本科目 30 単位を修得したものとみなされ、2 年次開設科目から履修を開始することになります。

2. 試験場

広島大学 東千田キャンパス 広島市中区東千田町一丁目 1 番 89 号

広島大学（東千田キャンパス）へのアクセス

○ J R 広島駅から

・バス 「御幸通」経由「広島港」行き(21-1 号)又は「アルパーク」行き(50 号)で「日赤前」下車(所要時間約 20 分)

・市内電車 「紙屋町」経由「広島港(宇品)」行き(1 番)で「日赤病院前」下車(所要時間約 30 分)

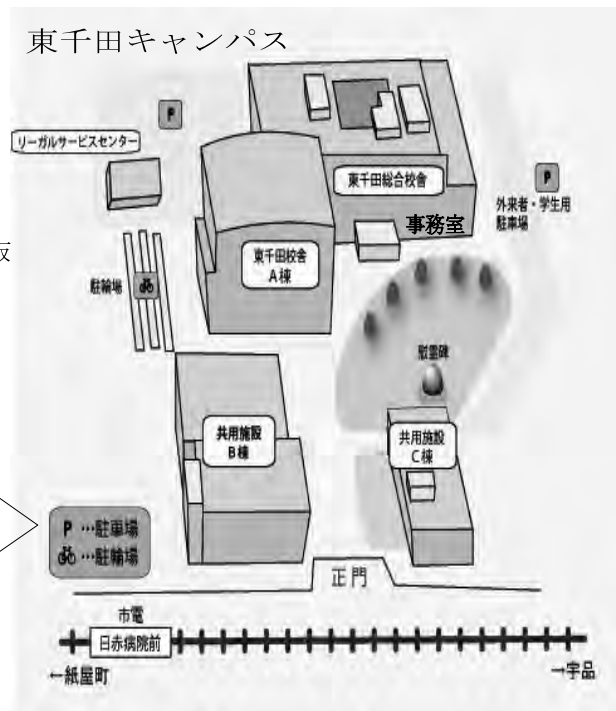
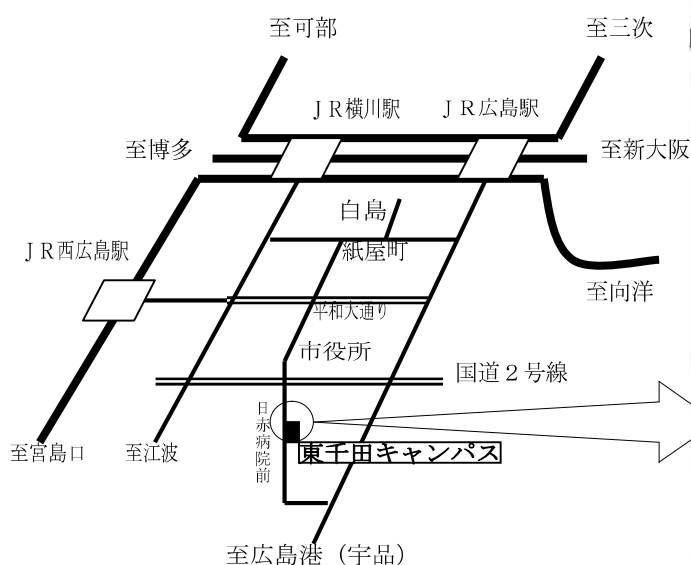
○ J R 西広島駅から

・市内電車 「広島港(宇品)」又は「宇品二丁目」行き(3 番)で「日赤病院前」下車(所要時間約 40 分)

○ J R 横川駅から

・市内電車 「広電本社前」行き(7 番)で「日赤病院前」下車(所要時間約 30 分)

広島試験場位置図



※ 受験者の自動車・バイク等での乗り入れを禁止します。公共の交通機関を利用してください。

次の各号のいずれかの資格を取得した者又は平成25年3月31日までに取得見込みの者であり、かつ、適性試験管理委員会実施の「2012年法科大学院全国統一適性試験」（以下、「適性試験」という。）を受験した者

- 出願資格(8)については、平成14年4月1日以降に他の大学院に飛び入学した者が、本学大学院に出願する場合に該当します。この資格により出願しようとする者は、事前に東千田地区支援室(法科大学院入試担当)へ申し出のうえ、**平成25年1月4日(金)から1月8日(火)**の間に、下記の書類等を出願書類提出先(4.(3)参照)に提出し、その指示を受けてください。

- 出願資格(9)については、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校等の卒業者やその他の教育施設等の修了者等で、22歳に達したものが該当します。この資格により出願しようとする者は、事前に東千田地区支援室（法科大学院入試担当）へ申し出のうえ、**平成25年1月4日（金）から1月8日（火）**の間に、下記の書類等を出願書類提出先（4.(3)参照）に提出し、その指示を受けてください。

- 2 —

出願資格(10)による出願について

出願時に3年次(5年課程の場合は4年次)に在学中の者で、卒業に必要な全単位の **75%以上** を3年次終了時(5年課程の場合は4年次終了時)までに修得し、総修得単位のうち優(A)以上の単位の比率が **80%以上** の者について事前審査を行います。この資格により出願しようとする者は、事前に東千田地区支援室(法科大学院入試担当)へ申し出のうえ、**平成25年1月4日(金)から1月8日(火)**の間に、下記の書類等を出願書類提出先(4.(3)参照)に提出し、その指示を受けてください。

- ①事前審査申請書(所定の用紙)
- ②在学する大学・学部の単位取得見込証明書
- ③在学する大学・学部の成績証明書
- ④在学する大学・学部の履修基準、授業科目表等
- ⑤志望理由書(4.(2)出願書類のうちエに示す書類)

(注) 早期卒業見込みの者(卒業見込み証明書が発行される者)は、事前審査の必要はありません。

出願資格(10)により入学した場合、現に在学している大学は退学することになる場合があります。その場合は、学士の学位は授与されません。そのため、各種国家試験等の受験資格がなくなることがありますので、ご注意ください。

※ 出願資格(8)、(9)又は(10)による出願のための事前審査の結果については、審査後ただちに本人あて通知します。

4. 出 願 手 続

(1) 出 願 期 間

平成 25 年 1 月 10 日 (木) から 1 月 16 日 (水)

郵送の場合は出願期間最終日までの消印のあるものに限り、出願期間後に到着したものも受け付けます。直接持参する場合の受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。**ただし、土曜日、日曜日及び祝日は、受付をしません。**

(2) 出 願 書 類

志願者は、次の書類を取りそろえ、東千田地区支援室（法科大学院入試担当）に提出してください。

ア	入 学 志 願 票	(所定の用紙) ※入学志願票には、「受験票」及び「写真票」を含みます。
イ	法 科 大 学 院 全 国 統 一 適 性 試 験 成 績 証 明 カ ー ド	適性試験管理委員会が発行した「2012 年法科大学院全国統一適性試験成績証明カード」(厳封したままのもの)を入学志願票の「適性試験成績貼付欄」に貼付してください。
ウ	成 績 証 明 書 及 び 卒 業 (見 込) 証 明 書	出身大学発行のもの (大学院出身者は、併せて出身大学院の成績証明書を提出してください。)
エ	志 望 理 由 書	(所定の用紙) 志願者が、法律家を目指す者として必要な適性や能力を備えていると考える理由を、客観的、具体的かつ説得的に述べてください (800 字程度、自筆)。
オ	加 算 点 申 請 書	(所定の用紙) 内容を証明できる書類を可能な限り添付してください。 (7 頁を参照してください。)
カ	返 信 用 定 形 封 筒	受験票等の送付に使用するので、所定の封筒に、住所、氏名及び郵便番号を明記し、350 円切手を貼ってください。(直接持参する場合も提出してください。)
キ	検 定 料	30,000 円 広島大学入学検定料振込依頼書(入金票)[本学専用用紙]により、入学志願票貼付用、受験者保管用、入学検定料振込依頼書(入金票)の 太ワクの中に、志願者氏名、フリガナ及び志願者住所を必ず記入 して、都市銀行、地方銀行等の本支店で振り込んでください。(ゆうちょ銀行及び郵便局(以下「ゆうちょ銀行」)から振り込む場合は、ゆうちょ銀行所定の振込依頼書に転記する等、別途手続きが必要となります。詳細は同封の振込依頼書(入金票)をゆうちょ銀行窓口に掲示の上、ご相談ください。また、ゆうちょ銀行を含む各銀行 ATM からは振り込めませんのでご注意ください。) なお、振込手数料は振込人負担となります。 また、「受付金融機関出納印」欄に出願期間最終日(平成 25 年 1 月 16 日)までの出納印のあるものに限り有効となりますので、都市銀行、地方銀行等の窓口での受付時間を確認のうえ振り込みを行ってください。
ク	入 学 検 定 料 振 込 証 明 書	入学志願票貼付用(入学検定料振込証明書)を、別紙「入学検定料振込証明書貼付票」に貼付して提出してください。
ケ	連 絡 用 シ ー ル	所定の用紙に、郵便を確実に受信できる住所等を記入してください。

※ 出願書類等に記載された個人情報(氏名、生年月日、性別、その他の個人情報等)は、入学者選抜及び合格通知並びに入学手続を行うために利用します。合格者の入学後は、学生支援関係(奨学金申請、授業料免除申請等)業務及び調査・研究(入試の改善や志願動向の調査・分析等)を行う目的をもって本学が管理します。他の目的での利用及び本学の関係教職員以外への提供は行いません。

(3) 出願書類提出先

〒730-0053 広島市中区東千田町一丁目1番89号

広島大学東千田地区支援室（法科大学院入試担当）

TEL (082) 542-7087（平日 8:30～17:15）

(4) 出願方法及び注意事項

- ① 前号の出願書類等は、一括して出願期間内に必着するよう提出してください。
- ② 出身大学において、(2) ウの書類を作成できない特別の事情がある場合は、これに代わる適当な書類を提出してください。ただし、出願書類を提出する前に、東千田地区支援室に照会してください。
- ③ 証明書記載の氏名が、婚姻等の理由により現在の氏名と異なる場合には、それに関する証明書も併せて提出してください。
- ④ 出願書類に不備がある場合は、受理しないことがあります。
- ⑤ 出願書類受理後の記載事項の変更は認めません。
- ⑥ 受理された出願書類等はいかなる理由があっても返却しません。
ただし、第1次選考不合格者については、既納の検定料 30,000 円のうち、23,000 円を返還します。

5. 受験及び修学上特別な配慮を必要とする者の事前相談

障害を有する等、受験上特別な措置及び修学上特別な配慮を必要とする者は、次の事項を記載した申請書（様式は定めません。）を**平成 25 年 1 月 8 日（火）まで**に東千田地区支援室へ提出し、相談してください。

なお、相談の内容によっては、対応に時間を要することもありますので、できるだけ早い時期に相談してください。期限までに相談がなかった場合、特別措置による受験ができなくなることもありますので、十分注意してください。

申請書の記載内容

- ア. 志願者の氏名、住所（連絡先電話番号も記載してください。）
- イ. 障害の種類・程度（現に治療中の者は、医師の診断書を添付してください。）
- ウ. 受験上特別な措置を希望する事項
- エ. 修学上特別な配慮を希望する事項
- オ. 出身学校でとられていた特別措置及び日常生活の状況

6. 入学者選抜方法等

(1) 第1次選考

第1次選考	適性試験の得点が最低基準点に達しない者は、不合格とします。最低基準点については、適性試験管理委員会が公表する総合得点の度数分布表に基づき、適性試験の総受験者の下位から概ね 15%を目安として設定し、出願期間が始まるまでに本法科大学院のホームページ上で速やかに公表します。(URL : http://www.hiroshima-u.ac.jp/lawschool/) 第1次選考の結果は、平成 25 年 1 月 22 日 (火) に本人あて発送します。また、第1次選考合格者には結果の通知とともに受験票を送付します。
-------	---

(2) 第2次選考

第2次選考は、3年コース志願者は1日間、2年コース志願者及び2年・3年コース併願者は2日間、以下の要領で実施します。

日	区分	3年コース志願者			2年コース志願者	2年・3年コース併願者
	月日(曜)	時間	試験科目等	時間	試験科目等	試験科目等
程	2月10日(日)	9:30～11:30	小論文試験	9:30～11:30		小論文試験
		13:00～	面接試験	13:00～14:30	法律科目試験(憲法)	
				15:10～17:40	法律科目試験(刑法, 刑事訴訟法)	
	2月11日(月)			9:30～11:30	法律科目試験(民法)	
				12:30～14:30	法律科目試験(商法, 民事訴訟法)	
				15:00～	面接試験	

・小論文試験について(配点 150 点)

分析能力, 思考能力, 表現能力等の適格性を見極めることを目的とします。法律学の問題は出題しません。

・法律科目試験について(配点 640 点)

本研究科において必要とされる法律学(1年次に開設されている法律科目)の基礎的な学識を判定するための試験です。六法科目を出題範囲として、論文式の出題形式により実施します。試験時には六法を貸与します。

○出題範囲 下記の3科目については以下のとおりです。

民事訴訟法 …… 通常訴訟の第一審手続きに限りします。

刑事訴訟法 …… 上訴を除きます。

商法 …… 会社法に限りします。

○配点

憲法 120 点 民法 160 点 刑法 120 点

商法 80 点 刑事訴訟法 80 点 民事訴訟法 80 点

・面接試験について(配点 50 点)

提出書類に基づく質問及び一定のテーマについて議論します(1人15分程度)。

・加算点について（配点 20 点）

加算点は、以下の判定基準に基づいて、20 点を限度として加算します。

（加算点判定基準）		
A 外国語能力	英語	TOEIC®テスト 750 点以上
		TOEIC®IP テスト 800 点以上
(注 1) ※ 1		TOEFL®テスト（ペーパー） 557 点以上
		TOEFL®テスト（インターネット） 83 点以上
		実用英語検定 準 1 級以上
		国連英検 B 級以上
		英語通訳検定 ボランティア A 級以上
	フランス語	フランス語検定 準 1 級以上
		ドイツ語 準 1 級以上
	中国語	中国語検定 準 1 級以上（注 2）
B 専門能力	公認会計士	2 次試験合格
		税理士
(注 1) ※ 2	日商簿記	1 級
	司法書士	
		不動産鑑定士
	土地家屋調査士	
		社会保険労務士
	宅地建物取引主任者	
		行政書士
	F P（ファイナンシャル・プランナー）	1 級
		医師
	薬剤師	
		看護師
	法学検定試験	アドバンス（上級）コース（注 3）
		偏差値 60 以上（注 3）
	法学既修者試験（憲法・民法・刑法）	I 種合格
	国家公務員試験	

C 博士号（ただし、医師等の博士号については、専門職としての加点のみとします。）

D その他顕著な活動実績（ただし、面接試験時に確認のうえ、加算点の対象とします。）
懸賞論文等の受賞歴、社会人としての特別な経験等

注 1. ※ 1～2 について、〔 〕 内で複数の項目に該当している場合は、高得点のもの 1 項目のみを加算点の対象とします。

注 2. 中国語検定については、受験日が 2003 年 10 月～2005 年 3 月の場合は、2 級以上が加算点の対象となります。

注 3. 法学既修者試験及び法学検定試験は、2 年コース（法学既修者）の合否判定においてのみ、加算点の対象とされます。また、法学検定試験については、2011 年以前に受験した場合、2 級が加算点の対象となります。

※ 申請の項目を志願票の「加算点の項目」欄に記載し、可能な限り証明する資料を添付して「加算点申請書」とともに提出してください。なお、証明する資料は写しも可としますが、その場合は面接時に原本の提示を求めることがあります。

7. 合否判定について

適性試験の点数（配点 100 点：第 1 部から第 3 部までの合計点（等化手続を経た得点）を 100 点満点に換算）、法律科目試験（2 年コース：配点 640 点）又は小論文試験（3 年コース：配点 150 点）の点数、面接試験の点数（配点 50 点）及び加算点（配点 20 点）を合計した点数に基づいて総合的に判定します。ただし、いずれかの点数で著しく低いものがあるときは、総合点のいかんに関わらず、不合格とすることがあります。

2 年・3 年コース併願者については、2 年コース合否判定後、2 年コース不合格となった者に対し、3 年コース合否判定を行います。3 年コース合否判定には、法律科目試験の結果は影響しません。

なお、合格者の決定方法に際しては、多様な学生を確保するため、非法学部出身者・社会人について合否判定の際に以下の配慮を行います。

- ① 非法学部出身者・社会人について、合計点の上位（募集人員の 2 倍）の範囲で優先的に募集人員の約 20%を合格者とする。
- ② ①で合格と判定された者を除き、合計点の上位者から残りの約 80%を合格者とする。

8. 合格者発表

平成 25 年 2 月 20 日（水） 10 時（予定）

東千田キャンパスに掲示するとともに、本研究科ホームページへ掲載し、合格者には郵送により通知します。

なお、電話等による照会には応じません。

入学届提出者が募集人員に満たない事態が生じた場合は、合格者の追加を行うことがあります。直接、本人に電話で本研究科入学の意思の確認を行いますので、平成 25 年 2 月 20 日（水）から 2 月 22 日（金）の間は、連絡が確実に受けられるよう所在を明らかにしておいてください。

9. 入学手続について

入学手続期間は**平成25年 2月 21日（木）から平成25年 2月 28日（木）まで**とします。その他、提出書類等の詳細については、合格通知書発送の際にお知らせします。

- ◎ 入学する意思がない場合は、速やかにその旨を文書で本研究科あて連絡してください。
また、期日までに入学届の提出がないときは、入学の意思がないものとして取り扱います。

10. 入学に要する経費

入 学 料 282,000 円

授 業 料 804,000 円（年額）

学生教育研究災害傷害保険（法科大学院生教育研究賠償責任保険付帯）保険料

法学未修者（3 年コース）6,900 円 法学既修者（2 年コース）4,600 円

注 1. 既納の入学料は、いかなる理由があっても返還しません。

注 2. 上記の金額は平成 24 年 4 月現在のものです。入学時及び在学中に納付金の改定が行われた場合には、改定後の納付金を納入することになります。

注 3. 支払いが著しく困難な方には、入学料及び授業料の免除制度があります。

11. 広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップについて

入学試験の成績優秀者及び在学中で学業が特に優れている者に対する奨学制度として「広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ」があります。選考された者は、選考された年度の後期分の授業料が全額免除されます。

12. 奨学金について

- (1) 日本学生支援機構（旧「日本育英会」）による奨学金制度
 - (2) NPO 法人ロースクール奨学金広島の奨学金制度（給付）
- その他、各種財団等が行う奨学金制度があります。

13. 融資制度について（広島市信用組合「法科大学院生教育カードローン」）

広島市信用組合では、広島大学大学院法務研究科院生（合格者で入学前の者を含む）を対象にした無担保低金利の「法科大学院生教育カードローン」（融資限度額 300 万円）があります。詳細については、合格発表後、広島市信用組合（TEL(082)248-1177）にお問い合わせください。

14. 入学試験成績の開示・申請について

平成 25 年度広島大学大学院法務研究科学生募集に伴う入学試験成績の開示・申請については次の制度があります。

- (1) 開示する内容
平成 25 年度広島大学大学院法務研究科入学試験成績のうち、受験者本人に関する情報
・3 年コース受験者、2・3 年コース併願受験者
適性試験、小論文試験、面接試験及び加算点を合計した点数
・2 年コース受験者、2・3 年コース併願受験者
適性試験、法律科目試験、面接試験及び加算点を合計した点数
- (2) 自分の入学試験成績の開示を希望する場合は、持参又は郵送により東千田地区支援室へ「入学試験成績開示申請書」を提出してください。（※持参の受付は、平日 8:30～17:15。）
なお、開示申請できる者は受験者本人のみとします。
- (3) 入学試験成績開示申請書の様式は次のいずれかの方法で入手することができます。
・本研究科ホームページから「入学試験成績開示申請書様式」をダウンロードし、A4 サイズにプリントアウトする。
・返信用封筒〔長形 3 号（23.5 cm×12 cm）に本人の住所、氏名を記入し、80 円切手を貼付したもの〕を同封し、「入学試験成績開示申請書請求」と明記のうえ、東千田地区支援室に請求する。
- (4) この制度による開示は、申請書を東千田地区支援室に提出した者に対し、同支援室の窓口において、受験票等により本人であることを確認の上で、前記(1)の内容をその場で閲覧に供する方法によることを原則とします。
ただし、身体等に障害があり、又は遠方に居住する場合等の理由により、同支援室での閲覧が困難であると認められる場合は、開示内容の写しを郵送にて受けることもできます。
- (5) 入学試験成績開示申請書の受理期間は、平成 25 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日とします。
- (6) 入学試験成績開示申請書に不備があるときは、受理しない（又は修正を求める）ことがあります。
- (7) 「入学試験成績開示決定通知書」は、入学試験成績開示申請書を受理した日から 30 日以内に開示申請者に通知します。

（開示申請書提出先）

〒730-0053 広島市中区東千田町一丁目 1 番 89 号

広島大学東千田地区支援室（法科大学院入試担当）

15. その他留意事項

- (1) 試験当日は、「入学志願票に貼付した適性試験の受験票」と「本研究科受験票」を必ず持参してください。
- (2) 志願者は、試験前日に試験場に行き、試験に関する諸注意を承知しておいてください。
- (3) 受験者の自動車・バイク等での試験場構内への乗り入れを禁止します。公共の交通機関を利用してください。
- (4) 気象状況の悪化、流行性の伝染病等により入学試験実施が危ぶまれる場合は、広島大学大学院法務研究科ホームページ（<http://www.hiroshima-u.ac.jp/lawschool/>）にて延期及び開始時間繰り下げ等の対応をお知らせしますので必ずご覧ください。
- (5) 受験について不明な点があれば、東千田地区支援室（法科大学院入試担当）へ照会してください。

広島大学東千田地区支援室（法科大学院入試担当）

TEL (082) 542-7087（平日 8:30～17:15）

E-mail:houmu-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp

16. 広島大学法科大学院の概要

名 称： 広島大学大学院法務研究科法務専攻

設 置 場 所： 広島大学東千田キャンパス（広島市中区東千田町一丁目1番89号）

授与する学位： 法務博士（専門職）

○教育理念

広島大学大学院法務研究科（法科大学院）は、知的・精神的に強靱な資質と高度な法的学識・能力を備えるとともに、高い倫理観を持ち、社会の法的ニーズに応じた適切なリーガル・サービスを提供できる専門職業人としての法律専門家を養成し、もって法の支配の貫徹した公正な日本社会の建設に貢献することを教育理念としています。

○教育目的（育てたい法律家像）

- ① 法律についての高度な専門的知識、状況に即応できる柔軟な思考力、的確な実践的運用能力を有する実力ある法律専門家の養成。
- ② 裁判実務だけでなく、充実したリーガル・サービスと高度のリーガル・エイドを必要とする社会各層の要請に対応できる、いわゆる「国民の社会生活上の医師」の役割を果たすべき存在としてのヒューマン・パーソナリティ及び人間と社会への深い関心・理解力・洞察力を有する法律専門家の養成。
- ③ 今後の法化社会の進展に伴い、民間、特にビジネス分野での法的問題の処理の需要に応えうるような金融分野に関する高度の幅広い知識を有するビジネス法務に強い法律専門家の養成。
- ④ 自らが行っている法的問題処理の過程を、より高い次元に立って反省できる観点を明確に持ち、幅広い教養と高い倫理性に裏打ちされ、専門職業人（プロフェッション）としての任務を深く自覚した人格高潔な見識ある法律専門家の養成。

○広島大学大学院法務研究科（法科大学院）の特色

- ① 1学年の学生定員48人に対して専任教員21人を配置

専任教員の中には、実務家教員7人を含んでいます。その内訳は法曹経験者（検察官、弁護士）と銀行出身者であり、多様な実務経験を持つ人材が、常勤教員として学生の指導に当たることによって、生き生きとした実務感覚を有する法律専門家を育てる体制をとっています。

- ② 企業法務・ビジネス法務に強い法律専門家を育成

約半数が実務家である教員構成と開設授業科目において、特にビジネス法や金融法など先端分野のレベルの高い科目を充実させることにより、司法制度改革の一つの眼目であった産業界からの法曹増員の要請に対応できるように、企業法務・ビジネス法務に強い法律専門家を育成する体制をとっています。

- ③ 広島弁護士会と協定を締結し、継続的な教育支援関係を樹立

本研究科は、広島弁護士会の多大な協力を得て、法曹養成教育を実施しています。

本研究科は、広島弁護士会から、実務家教員（教授）並びに非常勤講師として8名の弁護士の派遣を受けています。いずれの弁護士も、実務の第一線で活躍されている実績のある弁護士です。また、広島弁護士会の協力により、リーガル・クリニックや法律事務所でのエクスターンシップの実施に関する態勢を整備しています。さらに、実務教育についても、具体的に提携をしています。そのほか、若手弁護士を中心とした学習相談や自習のサポートなども学生の学習意欲を高めるものとなっています。

17. 教育課程の概要

教育課程の
編成コンセプト

1 年次…確実な理論的基礎を固める
2 年次…問題解決型思考を身につける
3 年次…実務で必要とされる応用力を育成する

【開設授業科目 分野別展開表】

	民事法系科目	ビジネス法系科目	刑事法系科目	公法系科目
1 年	a 民法 1 a 民法 2 a 民法 3 a 民法 4 a 民法 5 a 民事訴訟法	a 会社法 1 a 会社法 2	a 刑法 1 a 刑法 2 a 刑事訴訟法	a 憲法 1 a 憲法 2
	a 法学概論 c レトリック理論 a 基礎演習			
2 年	a 民事法 1 a 民事法 2 a 民事法 3 a 民事法 4 a 民事手続法 1 a 民事手続法 2 b 民事訴訟実務基礎 d 消費者法	a 商事法 1 a 商事法 2 d 金融取引法 d 金融システム法 d 国際私法・取引法 d 労働法 1	a 刑事実体法 a 刑事手続法 a 刑事演習 1 a 刑事演習 2 a 刑事演習 3 a 刑事演習 4	a 行政法 1 a 行政法 2 a 憲法演習
	b 法曹倫理 1 b 法曹倫理 2 c 法的思考法 c 外国法（英米） c 社会学 c 政治学 c 金融論			
3 年	a 民事法総合演習 a 民法演習 b （民事）模擬裁判 d 不動産登記法 d 債権回収法 d 民事執行保全法 d 倒産処理法 1 d 倒産処理法 2 d 倒産処理法演習	a 商事法演習 d 知的財産法 1 d 知的財産法 2 d 労働法 2 d 労働法演習 d 企業金融法 d 金融商品取引法 d 先端金融法 d 国際民事訴訟法 d 社会保障法 d 国際私法演習	a 刑事法総合演習 b 刑事訴訟実務基礎 b （刑事）模擬裁判 d 少年法	a 公法総合演習 d 税法 d 環境法演習
	b 法文書作成 b リーガル・クリニック b エクスターンシップ b ローヤリング c 法理学			

a 法律基礎科目群 b 実務基礎科目群 c 基礎法学・隣接科目群 d 展開・先端科目群

1 年次配当科目は、2 年次に、2 年次配当科目は、3 年次で履修することもできます。

スタッフ（担当教員）紹介（平成 24 年度）

氏名／主な担当授業科目／略歴・研究テーマ等

秋 野 成 人 研究者教員	刑法 1・2, 刑事演習 1, 刑事法総合演習 アメリカ合衆国の刑法理論における合法性原則につき、合衆国最高裁の判例理論である、漠然性のゆえに違憲無効の法理や厳格解釈の原則の「生成期→展開期→変容期」を追って、その本質論を明らかにすること。できればその「再生期」を分析したい。
新 井 誠 研究者教員	憲法 1, 憲法演習, 公法総合演習 憲法研究者として、統治機構論との関連では、議員の免責特権、両院制、政治部門の憲法解釈の意義などについて、人権論との関連では、テロ対策法制や災害時住民保護法制といった自由と安全をめぐる諸問題、法の下での平等などについて、それぞれ取り組んできた。
大久保 隆 志 実務家教員 (元検察官)	刑事訴訟法, 刑事手続法, 刑事演習 2, 刑事法総合演習, 刑事訴訟実務基礎, 模擬裁判 元検察官。刑事事件の捜査・公判に従事したほか、司法研修所で修習生の指導にも関与した。公訴権を中心として、実務と学説の架橋に努めている。
緒 方 桂 子 研究者教員	労働法 1・2, 労働法演習, 社会保障法 現在、取り組んでいる研究テーマは能力主義、成果主義賃金制度に関わる法的規制のあり方である。現在、広島県労働委員会公益委員であり、また、香川県労働委員会公益委員、徳島労働局個別労働紛争調整あっせん委員、香川県最低賃金審議会公益委員等を務めた経験をもつ。
片 木 晴 彦 研究者教員	会社法 2, 商事法 1, 商事法演習, 企業金融法, 金融商品取引法, 民事法総合演習 企業の会計及び監査のあり方を中心に、現代企業のガバナンス及びファイナンスについて研究している。平成 16 年から同 22 年まで旧司法試験第二次試験考査委員(商法)。平成 17 年弁護士登録。
木 下 正 俊 実務家教員 (元銀行員)	金融論, 金融システム法, 金融取引法, 先端金融法 日本銀行に 30 年間勤務した後、法科大学院の発足と同時に教職に就いた。金融システム改革と法制整備の評価、資産流動化・証券化等の先端的金融の意義と法的問題等のテーマを中心に研究している。
久 保 豊 年 実務家教員 (弁 護 士)	刑事演習 3, 刑事法総合演習, 刑事訴訟実務基礎, リーガル・クリニック, ローリング, 模擬裁判 企業法務（特に、M&A）・刑事事件を主に扱う。刑事分野では、重大事件を含む否認事件を多数担当。接見交通権侵害事例の国賠訴訟の代理人を務め、自ら原告となって久保国賠を提起して勝訴が確定した。
小 濱 意 三 実務家教員 (弁 護 士)	法文書作成, 民事法総合演習, 民事訴訟実務基礎, リーガル・クリニック, ローリング, 模擬裁判 平成 15 年 3 月まで弁護士として、一般民事を中心に、行政事件、公的サービスの支援など幅広い分野に携わった。最高裁での逆転勝訴判決 3 件。平成 20 年に弁護士再登録。
小 梁 吉 章 実務家教員 (元銀行員)	国際私法・取引法, 国際私法演習, 国際民事訴訟法, 倒産処理法 1, 倒産処理法演習 現在は、国際的な民事紛争の事件の解決方法、とくに仲裁制度の存立根拠などを勉強しつつ（国際私法・国際民訴）、その一方で担保と倒産処理、とくにあたらしい担保の手法を再建型の倒産処理とどのように折り合いを付けるべきか（倒産法）、という問題を研究している。
佐 藤 崇 文 実務家教員 (弁 護 士)	法曹倫理 1・2, 民事訴訟実務基礎, 民事法総合演習, リーガル・クリニック, ローリング, 模擬裁判 一般民事・刑事の他に涉外事件を取り扱う。ハワイ大学ロースクールの客員研究員として留学。司法修習生の弁護修習を 11 年間指導担当。本法科大学院創立時から在職し、内外の学会やシンポジウムに多く出席している。
神 野 礼 斉 研究者教員	民法 1・5, 民事法 3, 民法演習, 民事法総合演習 超高齢社会を迎えるわが国において、判断能力の十分でない高齢者や障害者が社会において安全かつより尊厳をもって生活できるように民法には何ができるだろうか。判断能力の十分でない人々を財産面および身上面において保護するための成年後見制度について、ドイツ法なども参考に研究している。
周 田 憲 二 研究者教員	会社法 1, 商事法 2, 商事法演習, 民事法総合演習 会社の合併や分割といった組織上の行為におけるコーポレート・ガバナンスについて研究してきた。近年は、取締役の義務や会社法総則に関する問題についても研究を広げている。
田 邊 誠 研究者教員	民事訴訟法, 民事手続法 1・2, 外国法(英米) 民事紛争処理、特に弁論主義、民事訴訟における秘密保護、仲裁手続等を研究対象としてきた。平成 11 年～16 年旧司法試験考査委員(民事訴訟法)、同 17 年～24 年司法試験考査委員(民事系)、同 23 年～24 年司法試験予備試験考査委員(民事訴訟法)。

田 村 耕 一 研究者教員	民法１・３，民事法１・３，民法演習，民事法総合演習 民法，特に担保制度や売買における問題につきドイツ法との比較に基づく研究に取り組んでいる。主として非典型担保の研究を継続しており，「人はなぜそのような行動をとるのか」という視点からインセンティブやコストという観点からの分析にも関心を持っている。
中 田 憲 悟 実務家教員 (弁 護 士)	民事法総合演習，民事訴訟実務基礎，リーガル・クリニック，模擬裁判 弁護士として２０年余り，一般民事，家事，倒産，刑事，少年事件と幅広く活動してきた。証券取引被害事件や，集団消費者被害事件，生活保護廃止決定処分取消請求事件などの困難事件も多数担当した。
野 田 和 裕 研究者教員	民法３，民事法２・４，民法演習，民事法総合演習 民法，特に金融担保法，消費者契約法・約款規制法に関する研究に取り組む一方で，国際的な私法統一ルール形成と展開にも関心を寄せ，ウィーン売買条約やヨーロッパ契約法原則などと日本民法との比較研究にも取り組んでいる。
日 山 恵 美 研究者教員	刑事実体法，刑事法総合演習，刑事演習４ 医療事故や海上交通事故などを素材として，刑事責任における過失とは何か，また，社会は過失による法益侵害に対して，どのように向き合うべきなのか，といった問題について取り組んでいる。
平 野 敏 彦 研究者教員	法的思考法，レトリック理論，法理学 研究テーマは，法的思考の特質の解明であり，現在は，特にキケロのレトリック（弁論術）理論の研究を通じて，理論と実務を架橋する法哲学の樹立をめざしている。日本学術会議連携会員。
福 永 実 研究者教員	行政法１・２，公法総合演習 これまで土地をめぐる公法上の基礎理論に関心を寄せ日米比較の視点から研究している。具体的には私有地に対しては損失補償を，公有地に対しては公物理論を素材としてきたが，両法体系の基礎に横たわるものを発見したい。また，せっかく広島にきたので海の研究にも取り組みたいと考えている。
門 田 孝 研究者教員	憲法２，憲法演習，公法総合演習 主に，人権の基礎理論を中心に，憲法解釈論全般に関する研究を，外国法との比較考察をおりまぜながら行なっている。最近では，ヨーロッパ人権条約などを素材に，人権の国際的保障も研究。
油 納 健 一 研究者教員	民法２・４，民法演習，民事法総合演習 物権法においては占有，債権法においては不当利得を，ドイツ法を比較対象としながら研究している。より具体的には，不当利得に基づく使用利益返還の問題を，物権法・債権法の両視点から深く研究しているところである。ドイツ・ミュンスター大学に客員研究員として２年間留学した経験を持つ。

【非常勤講師】 担当授業科目／氏名／所属・職名

公法総合演習	芥 川 宏	広島弁護士会・弁護士
知的財産法１・２	板 倉 集 一	神戸学院大学大学院実務法学研究科・教授
刑事訴訟実務基礎 模擬裁判	井 野 憲 司	広島地方裁判所・判事
債権回収法	今 井 光	広島弁護士会・弁護士
政治学	森 邊 成 一	広島大学大学院社会科学研究科・教授
法文書作成	佐 藤 勇	元東広島公証役場・公証人
民事執行保全法	佐 野 裕 志	専修大学大学院法務研究科・教授
税法	杉 岡 茂	山口県弁護士会・弁護士
倒産処理法２	谷 口 安 平	京都大学名誉教授，東京弁護士会・弁護士
法曹倫理１・２ 環境法演習	田 上 剛	広島弁護士会・弁護士
不動産登記法	並 川 雄 一	広島司法書士会・司法書士
消費者法	山 本 一 志	広島弁護士会・弁護士
少年法	吉 中 信 人	広島大学大学院社会科学研究科・教授